

(様式1-3) (共同企業体を組む場合のみ提出)

貝塚管路点検・大阪府管路管理共同企業体協定書

(目的)

第1条 当該共同企業体は、次の事業を共同連帯して行うことを目的とする。

(1) 貝塚市下水道事業が発注する令和7年度 貝塚市管路施設点検調査業務委託(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「管理業務」という。)

(2) 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当該共同企業体は、貝塚管路点検・大阪府管路管理共同企業体(以下「共同体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 共同体は、事務所を大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同体は、令和7年 月 日に成立し、管理業務の委託契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 管理業務を受託することができなかつたときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号

大阪府大阪市北区中之島1丁目2番20号

貝塚管路点検株式会社

大阪府管路管理株式会社

(代表者の名称)

第6条 共同体は、貝塚管路点検株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 共同体の代表者は、管理業務の履行に関し、共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果物(契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。)等について、契約日以降著作権法(昭和45年法律第48号)第2章及び第3章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(運営委員会)

第8条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け管理業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第9条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 10 条 共同体の取引金融機関は、貝塚銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第 11 条 構成員はその分担業務を行なうため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第 12 条 本業務を行なうにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第 13 条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任に付き関係構成員が協議するものとする。

3 前 2 項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前 3 項の規定は、いかなる意味においても第 9 条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 14 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第 15 条 構成員は、共同体が管理業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 16 条 構成員のうちいずれかが業務途中において、破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第 13 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 17 条 共同体が解散した後においても、当該業務につき、瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 18 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

貝塚管路点検株式会社外 1 社は、上記のとおり貝塚管路点検・大阪府管路管理共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 3 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、1 通を貝塚市に提出し、2 通を各自所持するものとする。

令和 7 年 月 日

貝塚管路点検株式会社 代表取締役 貝塚太郎 印

大阪府管路管理株式会社 代表取締役 大阪一郎 印